

# 日本歯科技工士連盟歯科技工士国会議員候補者

## 選考委員会施行細則

**第1条** 本施行細則は、日本歯科技工士連盟規約第42条に基づいて設置し、日本歯科技工士連盟歯科技工士国会議員候補者選考委員会という。

**第2条** 本施行細則は、日本歯科技工士連盟歯科技工士国会議員候補者選考（以下、「候補者選考」という。）に関する事項を円滑に進めるため、これを定める。

**第3条** 本委員会の委員は、日本歯科技工士連盟規約別表に定める各地区の評議員より各1名を選出して組織する。

**第4条** 本委員会に委員長、副委員長各1名を置く。

- (1) 委員長、副委員長は委員の互選による。
- (2) 委員長は委員会を総理し、副委員長は必要に応じ委員長の職務を代行する。

**第5条** 委員の任期は候補者選考に必要な期間とする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は前任者の残余期間とする。

**第6条** 本委員会は委員長が招集する。ただし、最初の委員会は会長が招集する。

**第7条** 委員長は、必要に応じ役員を本委員会に出席させ意見を述べさせることができる。

**第8条** 候補者選考にあたっては、次の事項について公正に審査する。

- (1) 歯科技工士を代表し、専門的知識を有する者
- (2) 公示日に原則として満60歳以下の者、ただし現職の場合はこの限りではない
- (3) 政治を担うに相応しい情熱、健康、適性を有する者
- (4) 組織機構と会務運営に精通する者
- (5) 名簿登載政党の選考基準を満たすことができる者
- (6) その他必要な事項を満たすことができる者

**第9条** 候補者の決定は、役員会の議を経て評議員会の議決を要する。

**第10条** 本細則に定めるもののほか、委員会運営に関する必要な事項はその都度本委員会の議を経て運営する。

**第11条** 本細則の改廃は、役員会の議を経て行う。

### 附 則

1. 本細則は、平成19年9月1日から施行し、平成15年4月24日から施行の日本歯科技工士連盟参議院比例代表議員候補者選考委員会規程は廃止する。

### 附 則

1. 本細則は、平成23年12月17日から施行する。